

議案第68号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅東郷団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺375番1	3,545.76平方メートル
建 物	東伯郡湯梨浜町大字中興寺375番1	8棟（16戸） 1,142.56平方メートル

2 相手方

東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町

3 理 由

県営住宅東郷団地は、既に湯梨浜町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、湯梨浜町に無償で譲渡するものである。